



令和6年2月9日
京都市子ども若者はぐくみ局
〔担当:子ども若者未来部〕
育成推進課 748-0016

京都市青少年活動センターにおける 自動販売機設置事業者の募集について

京都市では、京都市青少年活動センター内に飲料自動販売機を設置する事業者を募集します。

(※応募される方は、必ず募集要項及び仕様書を確認し、各事項を御承知のうえ、お申し込みください。)

1 設置施設及び台数

| 場所 | 寸法上限 (cm) | 台数 | 最低使用料 (税込) |
|----------------|---------------|----|------------|
| 京都市北青少年活動センター | W120×D90×H190 | 1台 | 160,000円 |
| 京都市東山青少年活動センター | W120×D90×H190 | 1台 | 130,000円 |
| 京都市山科青少年活動センター | W120×D90×H190 | 1台 | 210,000円 |
| 京都市下京青少年活動センター | W140×D90×H190 | 1台 | 420,000円 |
| 京都市南青少年活動センター | W120×D90×H190 | 1台 | 210,000円 |

※ 寸法には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含みません。

※ 上記とは別に、空容器のリサイクルボックス2個分(1個当たり W45cm×D55cm)の設置場所を確保しています。

2 設置期間

営業事業者に対する使用許可の期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とします。

令和7年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することとなります。

3 設置機種等

- (1) インドア型(缶、びん、ペットボトル式)としてください。
- (2) 災害救助ベンダーとしてください。
- (3) ユニバーサルデザインのものとしてください。
- (4) 環境に配慮したものとしてください。
- (5) 電気子メーターを設置してください。

4 取扱商品

缶、ペットボトル等の密閉式の容器に入ったジュース、茶などの清涼飲料水

5 申込手続

(1) 申込方法

仕様書に定める必要書類を、郵送又は持参により育成推進課まで提出してください。

(2) 受付期間

令和6年2月13日（火）から同年2月29日（木）まで

なお、持参の場合は午前9時～正午、午後1時～午後5時（※受付は平日のみ）とします。郵送の場合は2月29日（木）必着とします。

(3) 営業事業者の決定

令和6年3月中旬（予定）に本市が設定した最低使用料以上で、最高金額である応募者を営業事業者に決定します。

なお、決定後、育成推進課ホームページにおいて営業事業者の決定状況を公表します。

6 質問及び回答

本件に関する御質問は、仕様書に定める様式により次の期間内に育成推進課まで持参してください。

(1) 質問受付期間

令和6年2月13日（火）から2月16日（金）午後5時まで

(2) 回答

令和6年2月21日（水）までに育成推進課ホームページに掲載します。

最低使用料額、応募資格要件等の詳細は、京都市情報館内の育成推進課ホームページに掲載している募集要項及び仕様書で御確認ください。

<http://www.city.kyoto.lg.jp/hagukumi/soshiki/39-2-1-0-0.html>